

性能評価手数料一覧表(令和元年10月1日改正)

住宅紛争処理支援センター負担金を含みます。

新築の一戸建ての住宅

表1

(消費税込)

延べ面積(m ²)		設計住宅性能評価申請		建設住宅性能評価申請		限界耐力計算又は免震建築物により設計されたもの(は)	一の申請であっても、建築基準法第20条第2項の適用を受ける場合(に)
		設計住宅性能評価申請料金(い)	当社に、当該建築物に係る建築基準法第6条の2の確認申請を行うとき	建設住宅性能評価申請料金(ろ)	当社に、当該建築物に係る建築基準法第7条の2及び同法第7条の4第1項の申請を行うとき		
100以下	一般	33,500 円	(い)+(は)+(に) ×0.9 算定した額から10円以下を切り捨てた額とする。	83,600 円	(ろ)+(は)+(に) ×0.9 算定した額から10円以下を切り捨てた額とする。	33,000 円	構造計算をした棟数から1を減じた棟数に20%を乗じた数値を乗じた額を加算した額から10円以下を切り捨てた額とする。
	型式等	27,100 円		42,800 円			
100超～200以下	一般	38,700 円		104,500 円			
	型式等	34,500 円		55,400 円			
200超～	一般	53,300 円		141,100 円			
	型式等	42,800 円		71,000 円			

備考

- 上表及び次表において型式等とは、次に掲げる構造となります。
 - 住宅型式性能承認を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写しが添えられている場合に限り。
 - 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者認証書の写しが添えられている場合に限り。
- (は)又は(に)の加算額は、当社に当該建築物に係る建築基準法第6条の2の確認申請又は同法第7条の2の完了検査申請若しくは同法第7条の4の中間検査申請を行うときは、適用しません。
- 変更設計住宅性能評価、又は変更建設住宅性能評価申請の場合は、本表(い)又は(ろ)による額の半額と、(は)又は(に)を適用する場合は本表を準用します。
- 建設住宅性能評価の申請の区域が、遠隔地としてREJが指定する区域に該当する場合は、出張旅費を検査手数料に加算した額とします。ただし、建築基準法による完了検査又は中間検査と同時に行う場合は重複する回数は加算しません。(以下、同じとなります。)
- 建設評価申請の引き受けを行った後、災害その他の事由以外の理由で、検査を行う前日の17時30分を越えて検査の延期、又は取り止める場合は、評価料金(4の額も含みます。)の10分の1(算定した額に10円以下の端数が生じる場合は当該額から10円以下を切り捨てた額)の額を徴収することができるものとします。(以下、同じとなります。)
- 二次検査における再検査の額は、延べ面積の10分の1に係る区分に応じた本表(ろ)の額とし、10円以下を切り捨てた額とします。
- REJ以外で設計住宅性能評価申請を行った場合の建設評価料金は、本表により求めた料金に1.5を乗じた額とします。(表2も同じとなります。)
- 建設住宅性能評価の申請に、室内空気中の化学物質の濃度等測定を追加する場合は、本表の額に、表5の額を加算した額とします。(表2も同じとなります。)

新築の共同住宅等

表2

(消費税込)

延べ面積(m ²)		設計住宅性能評価申請		変更設計住宅性能評価申請	建設住宅性能評価申請		変更建設住宅性能評価申請	限界耐力計算及び免震建築物により設計されたもの(と)	一の申請であっても、建築基準法第20条第2項の適用を受ける場合(ち)				
		住棟の評価料金+(4,400×評価戸数)(ほ)	当社に、当該建築物に係る建築基準法第6条の2の確認申請を行うとき		住棟の評価料金+(6,600×評価戸数)(へ)	当社に、当該建築物に係る建築基準法第7条の2及び同法第7条の4第1項の検査申請を行うとき							
500以下	一般	75,200 円	(ほ)+(と)+(ち) ×0.9 算定した額から10円以下を切り捨てた額とする。	89,900 円	112,900 円	(へ)+(と)+(ち) ×0.9 算定した額から10円以下を切り捨てた額とする。	134,800 円	33,000 円	構造計算をした棟数から1を減じた棟数に20%を乗じた数値を乗じた額を加算した額から10円以下を切り捨てた額とする。				
	型式等	59,500 円			56,500 円								
500超～1,000以下	一般	125,400 円		150,500 円	188,100 円		225,800 円						
	型式等	100,300 円		94,100 円									
1,000超～2,000以下	188,100 円	225,800 円		250,800 円	300,900 円								
2,000超～3,000以下	250,800 円	300,900 円		313,500 円	376,200 円								
3,000超～4,000以下	313,500 円	376,200 円		376,200 円	451,500 円								
4,000超～5,000以下	376,200 円	451,500 円		438,900 円	601,900 円								
5,000超～7,000以下	501,600 円	601,900 円		627,000 円	752,400 円								
7,000超～10,000以下	627,000 円	752,400 円		877,800 円	1,053,400 円								
10,000超～15,000以下	877,800 円	1,053,400 円		1,003,200 円	1,203,800 円								
15,000超～20,000以下	1,003,200 円	1,203,800 円		1,254,000 円	1,504,800 円								
20,000超～30,000以下	1,254,000 円	1,504,800 円		1,504,800 円	1,805,800 円								
30,000超	別途見積もり												

備考

- (と)又は(ち)の加算額は、当社に当該建築物に係る建築基準法第6条の2の確認申請又は同法第7条の2の完了検査申請若しくは同法第7条の4の中間検査申請を行うときは、適用しません。
- 変更設計住宅性能評価、又は変更建設住宅性能評価申請の場合は、本表のそれぞれ額と、(と)又は(ち)を適用する場合は本表を準用します。
- 二次検査における再検査の額は、延べ面積の10分の1に係る区分に応じた表中(に)の「住棟の評価料金」に、対象となる住宅の評価対象住戸の数に「一戸あたりの基本料金」を乗じて得た料金を加えたものとし、10円以下を切り捨てた額とします。

既存の一戸建ての住宅(長屋及び重ね住宅を含む。)

表3 イ 現況検査(必須項目)

(消費税込)

延べ面積(㎡)	新築時の建設住宅性能評価書あり	新築時の建設住宅性能評価書なし		再検査
		設計図書あり	設計図書なし	
200以下	55,000 円	77,000 円	132,000 円	33,000 円
200超	66,000 円	88,000 円	165,000 円	38,500 円

備考

- 1 長屋及び重ね住宅の場合は、上表の額のほかに評価住戸あたり30,500円とし、算定方法は、「評価戸数×30,500円+上表の額」とします。
- 2 「新築時の建設住宅性能評価書あり」及び「設計図書あり」とは、平成14年国土交通省告示第727号第一号に規定による全てがあるものをいいます。(表4も同じとなります。)

ロ 特定現況検査(選択項目)

(消費税込)

延べ面積(㎡)	特定現況検査(腐朽等・蟻害)
すべての規模	別途見積り(長屋及び重ね住宅の場合は、評価住戸に応じたものとなります。)

備考

- 1 特定現況検査は、現況検査及び個別性能評価と同時実施とします。(次表ロも同じとなります。)

ハ 個別性能評価(選択項目)

(消費税込)

大項目	評価項目 小項目	新築時の建設住宅性能評価書あり	新築時の建設住宅性能評価書なし	
			設計図書あり	設計図書なし
1. 構造の安定に関すること	1-1・1-2・1-4・1-5・1-6・1-7	22,000 円	66,000円 ※旧耐震基準の場合 188,100円	引受できません
	1-3	33,000 円	44,000 円	
2. 火災時の安全に関すること	2-1・2-4・2-5・2-6	3,300 円	5,500 円	8,700 円
3. 劣化の軽減に関すること	3-1	5,500 円	8,700 円	14,000 円
4. 維持管理・更新への配慮に関すること	4-1	3,300 円	5,500 円	8,700 円
	5. 温熱環境・エネルギー消費量に関すること	5-1	5,500 円	5,500 円
6. 空気環境に関すること	5-2	8,700 円	14,000 円	22,400 円
	6-2	5,500 円	8,700 円	14,000 円
	6-3	別表5による。		
7. 光・視環境に関すること	7-1・7-2	5,500 円	8,700 円	14,000 円
9. 高齢者等への配慮に関すること	9-1	5,500 円	8,700 円	14,000 円
10. 防犯に関すること	10-1	5,500 円	8,700 円	14,000 円

備考

- 1 小項目を複数選択した場合は、それぞれの小項目の額の合計を、選択した小項目の数で除した額となります。ただし、6-3の額はそのまま加算します。
- 2 「1. 構造の安定に関すること」のうち「1-6」を選択する場合は、設計図書のほか、地盤調査報告書、施工計画書、地盤改良若しくは杭の施工結果報告書を提出してください。次表ハにおいて同じとなります。
- 3 「1. 構造の安定に関すること」の評価手法について、限界耐力計算により設計されたものは、32,400円を加算します。
- 4 「1. 構造の安定に関すること」の評価手法について、一の申請であっても、建築基準法第20条第2項の適用を受ける場合は、構造計算をした棟数から1を減じた棟数に20%を乗じた数値を乗じた額を加算した額から10円以下を切り捨てた額とします。
- 5 (4)又は(5)の加算額は、REJにより(4)又は(5)の適用をの建築基準法第6条の2の確認済証及び同法第7条の2の検査済証の交付を受けたもので、かつ、新築時の設計住宅性能評価書及び建設住宅性能評価書の交付を受けたもので、かつ、設計図書があり、かつ、当該業務の実施までにおいて増築、改築、修繕及び模様替がない場合は適用しません。次表ハにおいて同様の取扱いとなります。
- 6 「3. 劣化の軽減に関すること」を選択する場合は、設計図書のほか、各構造別の施工に係る施工計画書、施工結果報告書を提出していただきます。(次表も同じとなります。)
- 7 長屋及び重ね住宅の場合は、上表の額のほかに評価住戸あたり10,100円とし、算定方法は、「評価戸数×10,100円+上表の額」とします。

既存の共同住宅

表4 イ 現況検査(必須項目)

(消費税込)

延べ面積(㎡)	新築時の建設住宅性能評価書あり	新築時の建設住宅性能評価書なし		再検査
		設計図書あり	設計図書なし	
500以下	99,000 円	138,500 円	235,300 円	44,000 円
500超～1,000以下	198,000 円	277,100 円	473,000 円	
1,000超～2,000以下	242,000 円	338,700 円	576,300 円	66,000 円
2,000超～4,000以下	275,000 円	385,000 円	654,500 円	88,000 円
4,000超～6,000以下	330,000 円	462,000 円	785,300 円	104,900 円
6,000超～8,000以下	363,000 円	508,100 円	864,500 円	125,800 円
8,000超～10,000以下	418,000 円	585,100 円	995,500 円	154,000 円
10,000超	別途見積り			

備考
1 上表の額は、住棟の評価料金とし、ほかに評価住戸あたり35,600円とし、算定方法は「評価戸数×35,600円+上表の額」とします。(口又はハ(1)を選択する場合は、それらの合計)

ロ 特定現況検査(選択項目)

(消費税込)

規模	特定現況検査(腐朽等・蟻害)
住棟	別途見積り
1住戸あたり	別途見積り

ハ 個別性能評価(選択項目)

(消費税込)

大項目	小項目	新築時の建設住宅性能評価書あり	新築時の建設住宅性能評価書なし	
			設計図書あり	設計図書なし
1.構造の安定に関すること	1-1・1-2・1-4・1-5・1-6・1-7	22,000 円	66,000円 ※旧耐震基準の場合 見積り	引受できません
	1-3	44,000 円	55,000 円	
2.火災時の安全に関すること	2-1・2-2・2-3・2-4・2-5・2-6	5,500 円	8,700 円	14,000 円
3.劣化の軽減に関すること	3-1	5,500 円	8,700 円	14,000 円
4.維持管理・更新への配慮に関すること	4-1・4-2	5,500 円	8,700 円	14,000 円
	5-1	5,500 円	8,700 円	14,000 円
5.温熱環境・エネルギー消費量に関すること	5-2	8,700 円	14,000 円	22,400 円
	6-2	5,500 円	8,700 円	14,000 円
6.空気環境に関すること	6-3	別表5による。		
	7.光・視環境に関すること	7-1・7-2	5,500 円	8,700 円
9.高齢者等への配慮に関すること	9-1・9-2	5,500 円	8,700 円	14,000 円
10.防犯に関すること	10-1	5,500 円	8,700 円	14,000 円

備考

- 1 上表の額は、住棟の評価料金とし、ほかに評価住戸あたり10,100円とし、算定方法は、「評価戸数×10,100円+上表の額」とします。
- 2 小項目を複数選択した場合は、それぞれの小項目の額の合計を、選択した小項目の数で除した額とする。ただし、「1.構造の安定に関すること」で「見積り」となった場合の額並びに6-3の額はそのまま加算します。
- 3 「1.構造の安定に関すること」の評価手法について、限界耐力計算又は免震建築物により設計されたものは次表の額を加算します。

一棟の延べ面積(㎡)	加算額	
	限界耐力計算	免震建築物
2,000㎡以下	33,000 円	加算しない。
2,000㎡超～10,000㎡以下	165,000 円	165,000 円
10,000㎡超～	見積り	見積り

- 4 「1.構造の安定に関すること」の評価手法について、一の申請であっても、建築基準法第20条第2項の適用を受ける場合は、構造計算をした棟数から1を減じた棟数に20%を乗じた数値を乗じた額を加算した額から10円以下を切り捨てた額とします。
- 5 (3)又は(4)の加算額は、REJにより(3)又は(4)の適用をしての建築基準法第6条の2の確認済証及び同法第7条の2の検査済証の交付を受けたもので、かつ、新築時の設計住宅性能評価書及び建設住宅性能評価書の交付を受けたもので、かつ、設計図書があり、かつ、当該業務の実施までにおいて増築、改築、修繕及び模様替がない場合は適用しません。

別表5 (第27条第2項第(3)関係) : 室内空気中の化学物質の濃度測定(建設評価のみ)

(消費税込)

パッシブ方式に限る。	ホルムアルデヒドのみ測定	別表2(ろ)若しくは(に)に加算する1住戸当たりの額	26,100 円
	ホルムアルデヒド及びVOC4種測定		52,200 円

地方公共団体が行う制度としての減額率

別表6 (第28条第2項第(5)関係)

(消費税込)

地方公共団体が行う制度としての減額	設計住宅評価申請及び建設住宅評価申請の額に乗ずる数値
	0.8(算定した額から10円以下を切り捨てた額とする。)